質問主意書提出

六月六日議員から次の質問主意書が提出された。

北海道えりも町沖のゼニガタアザラシ捕殺中止に関する質問主意書（徳永エリ提出）（第一一四号）

拉致問題と学校教育及び人権教育・啓発に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一一五号）

改正特商法によるリユースへの影響に関する質問主意書（林久美子提出）（第一一六号）

国立国会図書館

辞令

国立国会図書館職員倫理審査会委員を委嘱する（各通）（五月二十一日）　石橋純二　内田晴康　久保公子

人事異動

内閣

内閣官房副長官補付）内閣事務官（内閣官房副長官補付））内閣参事官（内閣官房内閣参事官）　中村裕一郎

内閣官房社会保障改革担当室特定個人情報保護委員会設置準備室長を兼ねて命ずる（五月二十一日）

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（復興庁統括官付参事官）復興庁所　古田創

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　古田義行

内閣官房行政改革推進本部事務局局員を命ずる（以上六月一日）

公正取引委員会

経済取引局調整課長に配置換する（六月三日）（官房国際課長）内閣府事務官　杉山幸成

官庁報告

官庁事項

人事院公示第12号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成８年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年６月10日

人事院総裁　原　恒雄

１　第２項第１号中⑷を⑸とし、㈦から㈬までを㈧から⑷までとし、㈥の次に次のように加える。

㈦　別表第５備考６の規定に基づき、人事院が定めることとされている機械について定めること。

２　この決定による改正は、平成25年７月１日から効力を発生する。

国家試験

平成25年航空工場検査員国家試験

航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第39条の規定に基づき、平成25年航空工場検査員国家試験を行う場所、日時、受験願書の提出期限及びその他国家試験に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成25年６月10日

経済産業大臣　茂木　敏充

１　試験の日時　平成25年10月10日又は10月11日のうち指定する日。

なお、指定の日時は、受験願書を提出した者に対し通知する。

２　試験の場所（試験地）　東京都

３　試験の種類

01　航空機国家試験
02　航空機用原動機国家試験
03　航空機用プロペラ国家試験
04　回転翼国家試験
05　降着装置国家試験
06　発電機国家試験
07　空気調和装置用機器国家試験
08　飛行指示制御装置国家試験
09　統合表示装置国家試験
10　航法用電子計算機国家試験
11　レーザージャイロ装置国家試験
12　回転翼航空機用トランスミッション国家試験
13　ガスタービン発動機制御装置国家試験

４　受験資格　特に限定しない。

５　受験手続

⑴　受験願書の提出先　経済産業省　製造産業局　航空機武器宇宙産業課　〒100―8901　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号　電話　03―3501―1692（直通）

⑵　受験願書用紙及び受験案内の入手場所　受験願書の提出先において配布。

郵送で入手する場合は、切手140円（２部は200円、３部から４部は240円、５部から８部は390円）を貼り、住所・氏名及び希望部数を記載した返信用封筒（角形２号、Ａ４版が入る大きさ）を同封して、請求すること。なお、請求する封筒の表には「航空工場検査員／願書○部希望」と、裏には請求者の住所・氏名を必ず明記すること。

また、受験案内については、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/）からダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　提出書類

ア　航空工場検査員国家試験受験願書（所要事項を記入し、本人の写真（申請日６月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦45ミリメートル、横35ミリメートルのもの）及び8,000円の収入印紙（受験手数料）を貼付したもの）

イ　航空機製造事業法施行規則第37条第１号から第４号までの各号の一つに掲げるものであって、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものは、同規則第38条に規定する書面

⑷　受験願書の提出期限　平成25年６月24日（月）から同年７月５日（金）まで（郵送による場合は、必ず「特定記録郵便」で郵送すること。また、締切期日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

６　その他

⑴　受験願書その他受験に関する問い合わせは、受験願書の提出先に行うこと。

⑵　試験の詳細については、受験案内を参照のこと。

⑶　郵便事故等、志願者本人の責めに帰すことができない事由により、出願期間内に出願できなかった場合は、速やかに願書の提出先まで申し出ること。

なお、その際、郵便局の窓口で受け取った「書留・特定記録郵便物等受領書」が必要となるので大切に保管しておくこと。

公　告

諸事項

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条で準用する同法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成25年６月10日

警察庁長官　米田　壯

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名

東京都葛飾区小菅１―35―１―Ａ

小助川直樹

２　公示事項

異議申立人から平成23年５月31日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本は、東京都千代田区霞が関２丁目１番２号警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室情報公開係で保管されており、いつでも異議申立人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）決定の主文及び年月日

決定の主文　１　原処分のうち、別紙に掲げる部分を不開示とした処分を取り消し、開示する。

２　その余の異議申立ては棄却する。

決定年月日　平成25年３月28日

工場財団

大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号**日本精線株式会社**枚方工場の工場財団に大阪府枚方市池之宮四丁目2635番地の５日本精線株式会社枚方工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成25年６月10日　大阪法務局枚方出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成25年５月31日に司法書士の業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年６月10日

東京法務局長　石田　一宏